

本日の予定

9:30～9:35

- ・前回議事確認
- ・今日の作業確認

9:35～10:10

- ・モトDの状況確認
- ・6/26企画の細部確定

天候良好時

(下池へ移動：駐車場)

10:30～10:45

- ・協議会報告・提案事項の確認
 - 検討予定
 - 6/26報告
 - 資金管理細則(案)
 - H28工事

(下池工事箇所、移植地)

10:45～11:00

- ・H28工事予定箇所の確認

11:00～11:30

- ・移植地の草刈り

天候不良時

(下池へ移動)

10:30～10:45

- ・移植地の確認

(下草刈りは別途実施)

10:45～11:00

- ・H28工事予定箇所の確認

(太郎右衛門橋下へ移動)

11:15～11:30

- ・協議会報告・提案事項の確認
 - 検討予定
 - 6/26報告
 - 資金管理細則(案)
 - H28工事

第14回委員会・議事結果（平成28年5月10日（火））	本日の作業	備考
①自然再生地にふさわしくない利用について、すぐに対応はできないが、課題として認識しておく必要がある。中池での釣り、畜産汚泥の問題等、提示された意見を事務局で整理しておく。	(気が付いた事項は整理に加える)	次回以降検討。
②維持管理内容の精査結果は、現時点では事務局原案のもので良い。クワが問題であるので加えておく。	下池の移植したハンノキ周辺の草刈りを試行し、精査に反映する。 (⑥3)と共通)	クワの取扱方法は次回以降検討。
③周辺の企業等に委員長・副委員長・事務局でCSRに関する聞き取り（マーケットリサーチ）を行い、自然再生地の維持管理への参加可能性について把握する。まずは6/26の維持管理作業のイベント参加について、近隣企業への声かけを行う。	本田航空およびレインボーモータースクールにおいて、チラシ設置を了解頂いた。 本田航空からは、通路等の定型的な草刈りについて協力可能との意向を伺った。	各企業への声かけは今後実施して適宜報告。
④整備が途中であるが、現地を見てもらえるように看板・ルートも出来るところから進めて行きたい。秋頃にはH29年度の輪中ウォーキングヘルートを提案できるくらいにしたい。	(気が付いた事項は検討に加える)	次回以降検討。
⑤地域のうもれた歴史・文化の情報は、地域の人に関心をもってもらえるものが多い。地域で研究されている方へのヒアリング、イベントでお話しいただく等の取り組みを行うと良い。太郎右衛門地区の良いところアンケート結果の集約図に、現在集まっている情報を追加しておく。	(気が付いた事項は整理に加える)	次回以降検討。
⑥6/26イベントの現地確認・準備のため、6/13の9:30から現地委員会を開催する。 ➢ 当日の全体説明者・班編制などを決定する。 ➢ 上池モトDのH27施工範囲の除草対象が少ない場合はH26施工範囲等での実施とする。	1)モトDの状況を確認し、作業内容（場所や対象種）を確定する。 2)集合場所、班編制、全体説明者などを決定する。 3)ミドリシジミ観察会場準備のため、下池ハンノキ移植地の下草を刈る。	別資料にて確認
⑦寄付金の取り扱いに関する協議会設置要綱の改正と細則の設置（案）については、事務局原案で基本的に良い。気が付いた点があれば次回委員会までに事務局に連絡する。	(意見があれば確認：本資料最終頁)	次回協議会に提案予定。
⑧荒川上流河川事務所から提案のあった「築堤箇所の希少植物埋土種子を含む土の自然再生整備地への撒きだし」について、以下の条件において了承する。 ➢ 実施する築堤箇所の情報を実施前に提供する。 ➢ 撒きだし候補地3箇所のうち、モトD整備地と下池掘削地の上流側については、産廃が埋められた経緯がある場所であるため実施して良い。下池掘削地の下流側については竹林が自然に成立しているため、掘削地の埋土種子の有無を確認してから可否を判断する。	—	次回以降検討。

維持管理内容の精査と当面の試行について

第14回委員会（H28.5.10）版

●精査表一覧（イベント化可能な部分が青）

地区・管理対象			維持管理	現状	当面の対応	備考
上池	上池 旧流路 整備地	呑み口	洪水後のゴミ除去（年1回） ※洪水流入は1.5回/年の計画 周辺の除草：毎年5月と7月の2回	整備済み	未定	
		導水路	通路付近の除草：毎年5～6月と10月の2回 計40m（通路両側各20m）	整備済み	未定 イベントで対応の可能性	積極的な観察箇所とはしない。 来訪者が導水路を見られるようにする。
		整備地	植生管理（オオカワヂシャの除去等）：毎年5月1回	整備済み	調査員が除去	
	上池 モトクロス 場跡地 整備地	通路	管理用通路の除草（毎年5～6月、10月）モトA周囲	整備済み	未定 イベントで対応の可能性	
		看板	看板（5個）の補修：10年に1回	検討中	今後検討	
			除草：看板（5個）周囲1m範囲のみを毎年5月～10月の毎月		今後検討	
		柵	補修：10年に1回	一部設置	今後検討	
			周辺の除草：毎年5月と7月の2回		今後検討	
		整備地	植生管理（オオカワヂシャの除去等）：毎年5月1回	整備済み	調査員が除去	
			植生管理（オオバタクサ、アレチウリ、セイタカアワダチソウ、シンジュ、ハリエンジュ、在来つる性植物（カナムグラ・クズ）の除去等）：毎年5～6月と10月（草本）・冬季（樹木）の2回		未定 イベントで対応の可能性 対象種に応じて効果のある方法・時期・頻度を検討する。	整備した「湿地」に影響している状況では無い。
中池	中池 河畔林	通路	管理用通路の除草（毎年5月、7月）	通路検討中	今後検討	
		看板	看板（1個）の補修：10年に1回	検討中	今後検討	
			除草：看板（1個）周囲1m範囲のみを毎年5月～10月の毎月		今後検討	
		保全エリア	植生管理（シンジュ、ハリエンジュ、在来つる性植物（カナムグラ・クズ・ツタ類）の伐採）：毎年5～6月と10月（草本）・冬季（樹木）の2回	—	未定 イベントで対応の可能性 対象種に応じて効果のある方法・時期・頻度を検討する。	ハリエンジュの侵入は確認されていないが、中池旧流路左岸には多数繁殖している。
下池	下池 ハンノキ 移植地	通路	管理用通路の除草（毎年5月、7月）	通路検討中	今後検討	
		看板	看板（2個）の補修：10年に1回	検討中	今後検討	
			除草：看板（2個）周囲1m範囲のみを毎年5月～10月の毎月		今後検討	
		整備地	移植したハンノキ周辺のつる性草本の除去：毎年5～6月1回	一部整備	未定 イベントで対応の可能性	移植範囲は拡大予定。
地区全体		全体	不法投棄・盛土・工作物等の監視・巡視	未検討	今後検討	
			市町村ゴミ収集（年10回）	未検討	今後検討	
		看板	看板（2個）の補修：10年に1回	看板検討中	今後検討	
		管理センター（仮称）	センター施設の補修（未設置）	未検討	今後検討	
		地区周辺の管理用通路の除草・補修等		通路検討中	今後検討	
		航空写真（垂直・斜め）5年に1回＋大規模出水10年に1回		未検討	今後検討	
		整備地以外の植生管理（オオバタクサ、セイバンモロコシ、アレチウリ、セイタカアワダチソウ、ナヨクサフジ、菜の花類、シンジュ、ハリエンジュ、トウグワ、在来つる性植物（カナムグラ・クズ・ツタ類）の除去）、外来動物管理（アライグマ、ガビチョウ）		未検討	対象種に応じて効果のある方法・時期・頻度を検討する。	問題となる種は動物も含む。

維持管理内容の精査と当面の試行について

●年間のスケジュール（想定）

<現時点で内容がある程度具体化されている対象>

地区・管理対象			維持管理	目的	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
上池	上池 旧流路 整備地	呑み口	周辺の除草：毎年5月と7月の2回	安全管理		●		●									
		導水路	通路付近の除草：毎年5～6月と10月の2回 計40m（通路両側各20m）	来訪者観察利用			●				●						
		整備地	植生管理（オオカワデシヤの除去等）：毎年5月1回	自然環境の良好な状態維持		●											当面は調査員が実施
	上池 モトクロス 場跡地 整備地	通路	管理用通路の除草（毎年5～6月、10月）モトA周囲	来訪者観察利用			●				●						
		柵	周辺の除草：毎年5月と7月の2回	安全管理		●		●									
		整備地	植生管理（オオカワデシヤの除去等）：毎年5月1回 植生管理（オオブタクサ、アレチウリ、セイタカアワダチソウ、シンジュ、ハリエンジュ、在来つる性植物（カナムグラ・クズ）の除去等）：毎年5～6月と10月（草本）・冬季（樹木）の2回	自然環境の良好な状態維持		●					●				●（樹木）		当面は調査員が実施
中池	中池 河畔林	保全エリア	植生管理（シンジュ、ハリエンジュ、在来つる性植物（カナムグラ・クズ・ツタ類）の伐採）：毎年5～6月と10月（草本）・冬季（樹木）の2回	自然環境の良好な状態維持		●					●				●（樹木）		
下池	下池 ハンノキ 移植地	整備地	移植したハンノキ周辺のつる性草本の除去：毎年5～6月1回	ハンノキの育成		●											ハンノキ成長後は不要

<現時点で内容が不明確な対象> ※年間に数回作業が必要なもの

地区・管理対象			維持管理
上池	上池 モトクロス 場跡地 整備地	看板	除草：看板（5個）周囲1m範囲のみを毎年5月～10月の毎月
中池	中池 河畔林	通路	管理用通路の除草（毎年5月、7月）
		看板	除草：看板（1個）周囲1m範囲のみを毎年5月～10月の毎月
下池	下池 ハンノキ 移植地	通路	管理用通路の除草（毎年5月、7月）
		看板	除草：看板（2個）周囲1m範囲のみを毎年5月～10月の毎月
地区全体		全体	不法投棄・盛土・工作物等の監視・巡視
			市町村ゴミ収集（年10回）
		整備地以外の植生管理、外来動物管理	

<現時点で内容が不明確な対象> ※数年単位で作業が必要なもの

地区・管理対象			維持管理
上池	上池 旧流路 整備地	呑み口	洪水後のゴミ除去（年1回） ※洪水流入は1.5回/年の計画
		導水路	堆積土砂の除去：10年に1回
	上池 モトクロス 場跡地 整備地	看板	看板（5個）の補修：10年に1回
中池	中池 河畔林	看板	看板（1個）の補修：10年に1回
下池	下池 ハンノキ 移植地	看板	看板（2個）の補修：10年に1回
地区全体		看板	看板（2個）の補修：10年に1回
		管理センター（仮称）	センター施設の補修（未設置）
		航空写真（垂直・斜め）	5年に1回＋大規模出水10年に1回

素材マップ



<参考>「良いところ」のアンケート回答

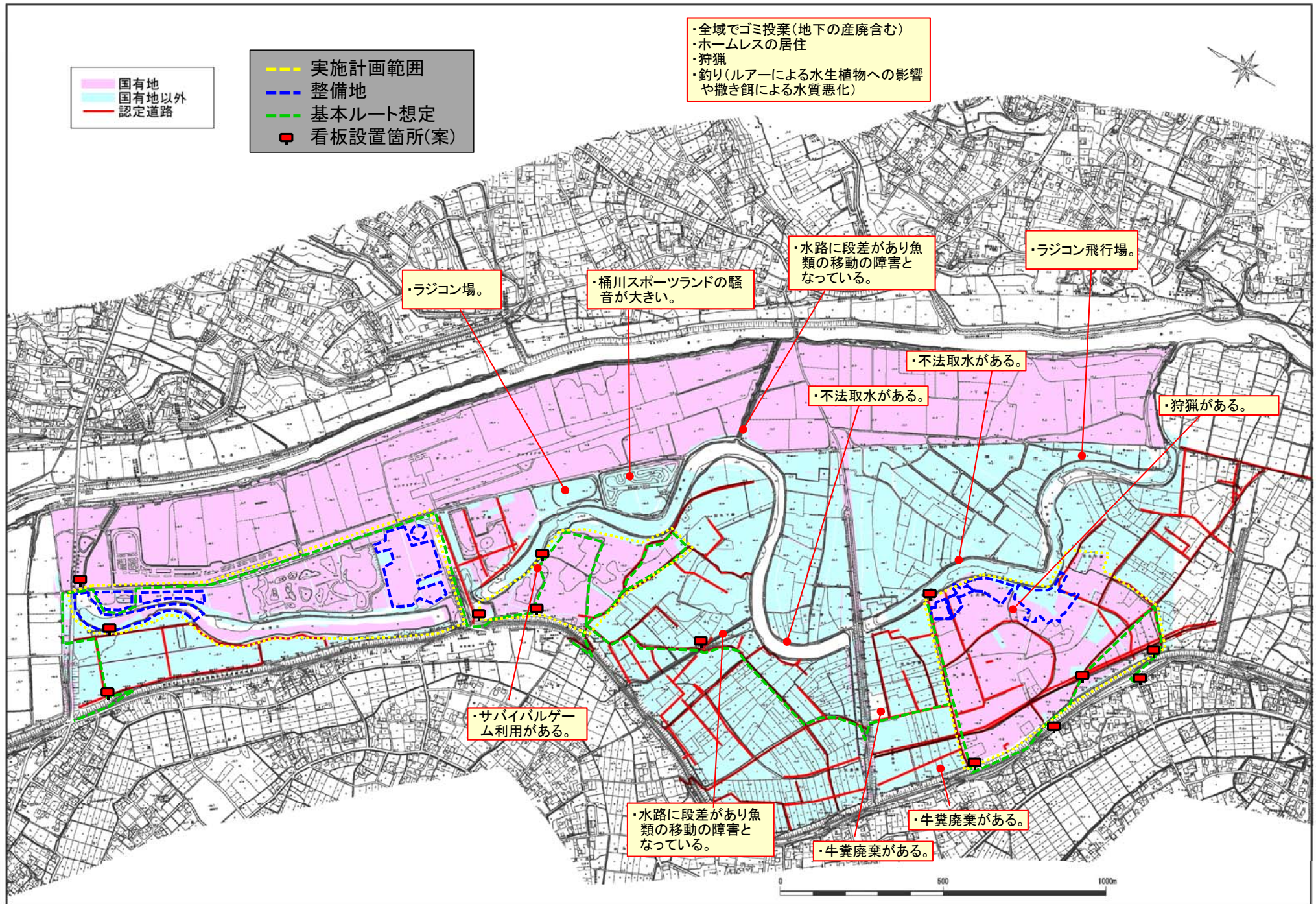
【回答者(敬称略)】(H27.12.15現在)

荒木三郎および知己3名:略称A、大森秋郎:略称O、菅間宏子:S、川島町:略称K

※埼玉県河川砂防課より「埼玉県として、太郎右衛門の現場がよく分からないため、アンケートの回答ができない」との回答あり。



人の利用による問題整理マップ (違法・合法含む)



寄付金の取扱

設置要綱 抜粋（現行）

第8章 補則

（要綱施行）
第19条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

（要綱改正）
第20条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。

2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。

1 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附則

（※略）

設置要綱 該当部分（改正案）

第8章 補則

（寄付金等）

第19条 協議会は荒川太郎右衛門地区の自然再生のために、寄付金等を得ることができる。

2 寄付金等の使途については、第6条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとする。

（要綱施行）

第20条 （変更無し）

（要綱改正）

第21条 （変更無し）

附則

（※略）

9.この要綱は、平成28年●月●日から施行する。

寄付金等の取り扱い細則（案）

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則

（主旨）
第1条 この細則は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第19条に基づく寄付金等の取扱いについて定める。

（定義）
第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭（助成金含む）をいう。

（寄付金等の使途）
第3条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会（以下、「協議会」という）は、寄付金等を荒川太郎右衛門地区自然再生事業に関する次の事業・取組を支援するために活用する。

- （1）旧流路（上・中・下池）の保全・再生
- （2）湿地環境の拡大
- （3）河畔林の保全・再生
- （4）荒川太郎右衛門地区の維持管理
- （5）広報啓発
- （6）調査研究・モニタリング
- （7）その他荒川太郎右衛門地区自然再生に関すること

（使途の特定）
第4条 寄付者は寄付金等の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、協議会が使途を特定するものとする。

（管理）

第5条 協議会は、寄付金等の管理を行うために寄付金等管理事務局を●●に設置する。

2 寄付金等管理事務局は次の実務を担当する。

- （1）協議会名義の口座の通帳等の管理
- （2）寄付金等の出納管理等の会計事務
- （3）寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- （4）資料・領収書等の送付
- （5）第6条に規定する業務
- （6）その他、寄付金等の管理に関する業務

（協議会への報告・承認）

第6条 寄付金等管理事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

（監査）

第7条 寄付金管理事務局に監査員2名を置く。

2 監査員は、協議会の議決に基づいて協議会会長が任命する。

3 監査員は、寄付金等の使途、収支等について監査する。結果は協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

4 監査員の任期は、就任日から翌年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。

（細則の改定）

第8条 この細則の改訂は、協議会の承認を経て、協議会会長が決定する。

1. この細則は、平成●年●月●日から施行する。

H28工事予定(案)

